

平成30年度普通交付税等の交付決定額について

平成30年度の普通交付税等の交付額が7月24日(火)に閣議報告され、山梨県分については次のとおり決定されました。

実質交付税(普通交付税+臨時財政対策債)

(単位:千円、%)

区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率	全国増減率
県分	146,865,417	146,977,219	111,802	0.1	1.3
市町村分	95,604,422	97,094,025	1,489,603	1.5	2.5
計	242,469,839	244,071,244	1,601,405	0.7	1.8

普通交付税

区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率	全国増減率
県分	126,723,407	126,034,577	688,830	+0.5	1.3
市町村分	82,206,582	83,525,840	1,319,258	1.6	2.7
計	208,929,989	209,560,417	630,428	0.3	2.0

臨時財政対策債

区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率	全国増減率
県分	20,142,010	20,942,642	800,632	3.8	1.5
市町村分	13,397,840	13,568,185	170,345	1.3	1.5
計	33,539,850	34,510,827	970,977	2.8	1.5

地方特例交付金

(単位:千円、%)

区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率	全国増減率
県分	348,649	299,451	49,198	+16.4	+16.3
市町村分	522,983	449,179	73,804	+16.4	+16.3
計	871,632	748,630	123,002	+16.4	+16.3

県分

平成30年度の普通交付税等の算定においては、需要の面では、人口と面積を基本として算定する包括算定経費の減や、地方財政計画における歳出特別枠の廃止に伴う地域経済・雇用対策費の廃止による減などにより減少している一方で、収入の面では、法人事業税が減少したことなどから、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質交付税額は、平成29年度より1億12百万円（0.1%）減少し、1,468億65百万円となった。

このうち、普通交付税は1,267億23百万円（0.5%の増）となり、臨時財政対策債は201億42百万円（3.8%の減）となった。

1 普通交付税

交付決定額は1,267億23百万円で、平成29年度に比べ6億89百万円、0.5%の増となった。

増加理由

・ 基準財政需要額

人口と面積を基本として算定する包括算定経費の減や、地方財政計画における歳出特別枠の廃止に伴う地域経済・雇用対策費の廃止による減などがあり、臨時財政対策債振替前で22億97百万円、1.0%の減となった。

・ 基準財政収入額

法人事業税が減少したことなどから、22億23百万円、2.4%の減となった。

普通交付税額の決定方法

普通交付税額 = 基準財政需要額（臨時財政対策債振替前） - 臨時財政対策債相当額
- 基準財政収入額

基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位（人口等） × 補正係数

基準財政収入額 = 税収入の見込額 × 75%

2 臨時財政対策債

臨時財政対策債は201億42百万円で、平成29年度に比べて8億1百万円、3.8%の減となった。

3 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の実施に伴い、地方団体の減収分を補填するため交付されるものであり、今年度は3億49百万円となり、平成29年度に比べ49百万円、16.4%の増となった。

市町村分

平成30年度の普通交付税等の算定においては、需要の面では、人口と面積を基本として算定する包括算定経費の減や、合併団体の合併算定替の段階的縮減額が多くなったことなどによる減少等があったことに加え、収入の面では、地方消費税交付金等が増加したことなどから、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質交付税額は、平成29年度より14億90万円（1.5%）減少し、956億4百万円となった。

このうち、普通交付税は、822億7百万円（1.6%の減）となり、臨時財政対策債は133億98百万円（1.3%の減）となった。

また、普通交付税が配分されない不交付団体は、平成29年度に引き続き、昭和町、忍野村及び山中湖村であった。

1 普通交付税

交付決定額は822億7百万円で、平成29年度に比べ13億19百万円、1.6%の減となった。

減少理由

・ 基準財政需要額

人口と面積を基本として算定する包括算定経費の減や、合併団体の合併算定替の段階的縮減額が多くなったことによる減少等があり、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額が、交付団体の合計額で6億8百万円、0.3%の減となったが、臨時財政対策債への振替額が減少したことから、臨時財政対策債振替後の基準財政需要額は4億38百万円、0.2%の減となった。

・ 基準財政収入額

地方消費税交付金や、市町村民税法人税割等が増加したことから、交付団体の合計額で9億78百万円、1.0%の増となった。

不交付団体

町村名	理 由	期 間
昭和町	基準財政収入額が増加し、引き続き基準財政需要額を上回ったため、不交付団体となった。	昭和59年度から35年連続
忍野村	基準財政収入額が増加し、引き続き基準財政需要額を上回ったため、不交付団体となった。	昭和60年度～平成4年度 平成8年度～平成14年度 平成16年度～平成21年度 平成24年度～平成30年度
山中湖村	基準財政収入額が増加し、引き続き基準財政需要額を上回ったため、不交付団体となった。	昭和49、50年度 昭和61年度～平成21年度 平成23年度～平成30年度

全国では1都77市町村が不交付団体（平成29年度当初は1都75市町村）

2 臨時財政対策債

臨時財政対策債は133億98百万円で、平成29年度に比べ1億70百万円、1.3%の減となった。

3 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の実施に伴い、地方公共団体の減収分を補填するため交付されるものであり、今年度は5億23百万円となり、平成29年度に比べ74百万円、16.4%の増となった。

お問い合わせ先	
県 分	総務部財政課資金管理担当 依田 内線 2166 直通 223-1384
市町村分	総務部市町村課税政担当 長田 内線 2481 直通 223-1426